

所論諸論



光多 長溫

都市化研究公室理事長

民連携事業において、公
共部門への回帰が起こっ
ているとの指摘がなされ
る。欧米の官民関係の動
きを見るところなずける点
もある。以下、各国の官
民連携スキームの変化の
底流といったものを考え
てみることとした。

国で言われた「新たな公連合」の官連携事業で、住民から近い活動主体が存在し、たが、この協同組合の延長として、官民混合会社（SEM=Social Economic Mixture）が大きな反発が出たり訴訟になつたりするケースがあり、公的部門に戻るケースが見られる。論者は、昨年、シャルトル市に水道事業

共調達スキーームを改革せんとするものであつた。公共調達厅創設も議論された。ちなみにわが国のVFM検証は、現状ほぼ形骸化しているとの感を受ける。

産からかもしれないが官
と民との距離が相対的に
近い。そして、官民協働
の一つの形として行政サ
ービスを担う主体として
協同組合といった、わが
れた。そもそも、イギリ
スのVFMという曖昧な
考え方が官民の分担基準
となるのか批判的であ
り、VFM基準は採用さ
れていない。

Iの創設が大きな契機となつて動いてきた。このPFIの成立当時の基本的考え方は、公共調達に関する「構造改革」であり、会計法・地方自治法による規制緩和による

官民連携考

連携といつ概念は比較的薄い。官は官、民は民で、契約によってそれぞれの役割分担を切り分けていくという考え方方が強い。その中で、1980年代のイギリスサッチャー政権における行政改革は、官民連携とは程遠いものであった。

公共調達改革の柱としてサービスが
て、官民のコストを競わしかし、官
せ、優れた方がこれを担うというものであった。
勝敗の基準は効率性であり、これの指標がVFM
(Value for Money) であった。VFMが発
官が非効率であると判定されればその業務は民に
た。今後P

民の比較判断
りVFMであ
変化はなかつ
で、最近、保
りかかつて、
現されなくな
の見解を示し
PPPについて

役割を果たしてきた。この中で、90年代半ば以降、財政逼迫（ひっぱく）の影響もあり病院等の公共施設整備に関しサービス購入的なスキームが導入されてきたが、2004年イギリスで盛んに行われていたPPP方式を導入した。その判断基準と

たが、その場合の官は、前述した官民混合会社の歴史を反映したものであつた。これら英仏の現象は、一見、官民協働か官への回帰に見えるが、官への回帰に見えてるが、官民協働の大きな流れの中、その動きがやらせん状に動いているとみると

達方式の改革はこの程度進展しているであろうか。上限拘束予定価格制度や非弾力的なプロセスはほどんど変わっていないのではなかろうか。制度創設時の目的を見失わずにその成果を検証していくことが何よりも肝要であろう。既存制度の二

例えば、官が行っている行政業務を民間と競わせる官民連携的色彩は薄かつた。これがやや官民連携的色彩を帯びるようになった。

は、正面やや消極的に考
えていくこととなる。
フランスにおいては、
フランス革命の歴史的遺

しては、「複雜性
急性」といった定
要素が強く、イギ
効率性基準とは一

」一繫きである。

「ところで存続して、『くわい』
とは最も避けるべき言葉
であろう。

しては、「複雜性
急性」といった定
要素が強く、イギ
効率性基準とは一

」一繫きである。

「ところで存続して、『くわい』
とは最も避けるべき言葉
であろう。